

令和3年度 公益財団法人さいたま市スポーツ協会 事業計画書

I 市民の健康及び体力づくりの推進 (定款 第4条第1号)

1 親子で楽しむスポーツチャレンジ開催事業

気軽にスポーツに触れ合い、親子で楽しめる体験型イベントを開催する。

開催期日：①令和3年6月26日(土)

②令和3年10月23日(土)

③令和4年2月26日(土)

会場：サイデン化学アリーナ

対象者：一般市民

参加者：各約500名

2 スポーツ能力テスト開催事業《受託事業：新規》

スポーツ無関心層等のスポーツへの興味・関心を高めるきっかけを創出し、継続的なスポーツ活動へ誘導することで、スポーツ実施人口の底上げを図るために開催する。

開催期日：①令和3年6月13日(日)

②令和3年10月23日(土)

③令和3年11月3日(水・祝)

会場：①岩槻文化公園体育館

②サイデン化学アリーナ

③大宮体育館

対象者：一般市民

参加者：各約200名

3 音楽演奏会開催事業《新規事業》

歴代の国際大会等で使用されてきたテーマソングの演奏会を行い、スポーツの多様化に合わせ、市民にスポーツと音楽によって夢や希望を与えるために演奏会を開催する。

開催期日：令和3年12月頃

会場：未定

対象者：一般市民

参加者：約300名

II 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上 (定款 第4条第2号)

1 さいたまスポーツセミナー開催事業

市内スポーツ指導者を対象に、理論・実践方法を身に付け、スポーツ指導者としての総合的な資質の向上を図ることにより、競技力向上及び生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

開催期日：令和3年11月頃

会場：浦和コミュニティセンター(予定)

対象者：一般市民

参加者：約80名

Ⅲ 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成 (定款 第4条第3号)

1 加盟団体助成事業

加盟団体の活動を支援するため、団体運営に必要な費用を補助する。

交付時期：令和3年8月上旬

交付対象者：協会加盟団体長

2 スポーツ少年団育成事業

青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とし、スポーツ少年団を育成する。（「スポーツ少年団事業計画書」参照）

Ⅳ 加盟団体の競技力向上及び大会等への選手の派遣 (定款 第4条第4号)

1 各種大会派遣補助事業

加盟団体に登録している選手等が関東大会、全国大会、国際大会又はこれらに準ずる各種スポーツ大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助する。

交付時期：年間受付

交付対象者：加盟団体に所属する該当大会出場選手

2 スポーツ振興基金事業

協会を主体とし加盟団体に所属する団体・個人だけではなく、市内在住・在学の小中学生等を対象とし、計画的かつ効果的なスポーツ事業を実施する団体に補助金を交付することを目的に設置したスポーツ振興基金を交付する団体を選定し、基金助成を実施する。

Ⅴ 各種大会、講習会及び各種スポーツ事業の実施並びに援助 (定款 第4条第5号)

1 市民体育大会開催事業《受託事業》

さいたま市が主催する市民体育大会開催業務を受託開催するとともに、大会を主管する各競技団体に対し、大会運営に要する費用の一部を補助する。

開催期日：令和3年4月～令和4年3月

会場：さいたま市内体育施設 等

参加対象：一般市民

交付時期：令和3年4月～令和4年3月

交付対象者：加盟団体の内、大会を主管する団体長

2 団体主催大会開催補助事業

加盟競技団体が主催する大会、講習会等に対し、その費用の一部を補助する。

交付時期：令和3年8月上旬

交付対象者：加盟団体の内、大会・講習会等を主催する団体長

3 スポーツ教室開催補助事業

市民を対象としたスポーツ教室（団体の特定者の講習・研修会を除く。）を実施する加盟団体に対し、その費用の一部を補助する。

期 日：年間受付

対 象 者：さいたま市民を対象にスポーツ教室を開催する加盟団体

4 市民スケート教室開催事業

家族・友人同士で気軽に楽しめるウインタースポーツであるスケートの指導を参加者の技能に合わせて行う。

開催期日：令和3年12月中旬（全二回）

会 場：沼影アイススケート場

対 象 者：一般市民（小学生以上）

参 加 者：約200名（延）

5 障害者交流スポーツ大会開催事業

障害のある方々向けに、技能に合わせて参加する教室を開催する。

開催期日：令和4年2月頃

会 場：サイデン化学アリーナ サブアリーナ

対 象 者：障害をもつ一般市民

参 加 者：約50名

VI 体育・スポーツに関する調査研究及び情報発信 （定款 第4条第6号）

1 ホームページの充実運営

本協会ホームページに、行事予定、ディスクロージャー等を掲載し、本協会事業を積極的に発信する。また、加盟団体に対して、各種申請書等のダウンロード、情報提供等の電子窓口として活用するほか、情報発信、賛助会員募集及び市内体育・スポーツ関連情報を提供し、充実を図る。

アドレス：<https://www.saitamacity-sports.or.jp/>

主な内容：協会概要、事業報告・計画、予算・決算、参加者募集記事 等

2 公式レポート・ツイッター充実運営

ホームページに設置したレポート及びツイッターにおいて、教室募集状況等のリアルタイムなスポーツ情報発信を行う。また、レポートは協会事務局を經由し、加盟団体やスポーツ少年団部会などへ情報発信できるようにし、市内スポーツ関連情報を提供する場とする。

3 広報誌等発行业業

本協会の事業内容、加盟団体の活動及び体育スポーツの情報を掲載した広報誌並びに市内スポーツ団体一覧を発行し、本協会事業の周知・宣伝に努める。

広 報 誌：各種大会・事業の報告および募集 等

発刊回数：年1回

配 布 先：協会加盟団体・市内各学校・市内スポーツ施設 等

VII 市内スポーツ施設の管理運営に関する事業 (定款 第4条第8号)

1 大原スポーツ広場管理運営事業

多目的に使用できる大原スポーツ広場を管理運営し、加盟団体の使用のほか、一般市民に対してもグラウンドの貸出しを行い、市民スポーツの振興に役立てる。

利用種目：サッカー・ラグビー・野球・ソフトボール 等

VIII その他目的を達成するため必要な事業 (定款 第4条第9号)

1 専門委員会開催

本協会の事業を専門的に検討するために総務・財務・広報委員会を運営する。

所掌業務 (抜粋)

総務委員会：事業計画策定、職員雇用条件、連絡調整、渉外事務

財務委員会：予算・決算の策定、寄付金・基本財産の運用、助成金・補助金の分配

広報委員会：広報誌発行、資料収集・保存・提供、宣伝

2 自主財源確保調査研究事業 (政令指定都市スポーツ協会研究協議会)

昨今の財政事情を踏まえ、組織の財政健全化と自主財源確保の方策を調査・研究するとともに、政令市の体育協会・スポーツ協会が一同に会す研究協議会に参加し、意見交換・情報共有を図る。

3 AED (自動体外式除細動器) 貸出事業

加盟団体及びにスポーツ少年団等がAEDの設置のない遠隔地等で活動を行う場合、迅速な救命活動を実施することができるようにするため、AEDの貸出しを行う。

貸出台数…6台

貸出対象…加盟団体に所属する団体・スポーツ少年団 等

4 スポーツ用品貸出事業

市民スポーツ振興を目的として、当協会が所有するスポーツ関連用具のレンタルを行う。

5 さいたま市等関連協力事業

体育賞表彰式協力事業

体育スポーツの振興に貢献した者及び各大会に優秀な成績を収めた者を表彰し、その功績及び栄誉をたたえる。

開催期日：令和4年3月 (予定)

会場：市民会館おおみや

対象者：競技団体優秀選手及び功労者等

参加者：約800名

6 協会賞表彰授与式開催事業

スポーツ協会独自の体育賞を設け、スポーツ協会賞並びに優秀指導者賞を表彰する。

令和3年度 さいたま市スポーツ少年団 事業計画書

I スポーツ少年団育成指導の援助 (規程 第5条第1号)

1 スポーツ少年団種目別部会等助成事業

スポーツ少年団加盟団体の活動を支援するため、各部会に対し、必要な助成を行う。

交付時期：令和3年9月中旬

算出方法：基本額 30,000 円+@570×団員数

2 スポーツ少年団大会派遣補助事業

スポーツ少年団に登録している選手等が関東大会又は全国大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助する。

期 日：年間受付

3 スポーツ少年団大会・部会大会開催事業

各種目別に、さいたま市スポーツ少年団主催によるスポーツ少年団大会及びスポーツ少年団主催の部会大会を開催し、市内のスポーツ少年団の競技力向上及び健全育成を推進する。

4 スポーツ少年団地域交流推進事業

他市町村スポーツ少年団との交流により、団員のコミュニケーション能力を高めるとともに、単位団数の少ない種目の活動を活発化させるため、地域交流に対し、必要な助成を行う。

II スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成 (規程 第5条第2号)

1 スポーツ少年団指導者現地研修派遣事業

埼玉県スポーツ少年団主催の県内市町村スポーツ少年団指導者が、種目別大会の今後の運営方法について協議する研修会に、スポーツ少年団の各種目部会から代表者を派遣し、相互の情報交換を通して指導者の資質向上を図る。

開催期日：令和4年1月下旬

対 象 者：スポーツ少年団各種目代表者・役員

2 スポーツ少年団指導者 スタートコーチ養成講習事業《名称変更》

スポーツ少年団の指導者資格の名称・カリキュラムが変更があった『スタートコーチ』の養成講習会を開催して、有資格指導者を増やすとともに指導者の資質向上を図る。

開催期日：【第一回】令和3年9月頃(予定)

【第二回】令和3年12月頃(予定)

会 場：ときわ会館

対 象 者：スポーツ少年団指導者

参 加 費：2,200 円(予定)

3 スポーツ少年団母集団育成研修事業

スポーツ少年団における「母集団」の意義と具体的な活動方法についての講習会を開催し、スポーツ少年団活動の基盤を支える母集団の育成を図る。

開催期日：令和3年7月頃

会 場：ときわ会館

対 象 者：スポーツ少年団母集団

4 リーダー育成事業

団員の個性伸長・少年団の組織的成長を目的に定められた日本スポーツ少年団リーダー制度にもとづき、リーダー会の組織化と基盤整備について研究・援助を行う。

また、日本スポーツ少年団及び埼玉県スポーツ少年団が開催するリーダー事業に団員を派遣する。

開催期日：【第一回】令和3年8月頃

【第二回】令和4年1月頃

会 場：調整中

対 象 者：スポーツ少年団5・6年団員

Ⅲ スポーツ少年団体力テストの実施援助 (規程 第5条第3号)

1 体力テスト実施事業

発育・発達の著しい団員の健康管理や、活動計画策定の基礎資料となる体力テストの実施促進を図る。

Ⅳ スポーツ少年団の団登録 (規程 第5条第4号)

1 スポーツ少年団登録受付事業

各単位団からの登録を受理し、埼玉県・日本スポーツ少年団への登録を行う。

開催期日：令和3年4月1日から8月31日

申請方法：スポーツ少年団登録システム

内 容：団員・指導者認定証等の交付。県・日本スポーツ少年団への登録。

Ⅴ その他、目的達成に必要な事業 (規程 第5条第5号)

1 スポーツ少年団専門委員会開催

スポーツ少年団本部事業を検討し、活動を推進するための委員会を運営する。

2 さいたま市関連協力事業

スポーツ少年団派遣事業《公益社団法人さいたま観光国際協会 協力事業》

姉妹都市であるメキシコ・トルーカ、アメリカ・リッチモンドへの派遣事業へスポーツ少年団に所属する団員の募集等周知協力を行う。